

滋賀大学における評価活動について

1. 大学の基本理念・目標

「知の21世紀をきり拓く - 滋賀大学の理念 - 」

1) 大学の理念と21世紀における大学の役割

大学は、社会の最も重要な知的文化的基盤である。大学は、研究と教育を通じて、人類の知的文化的遺産を継承し創造的に発展させることによって、世界と地域に貢献することを固有の使命としている。さらに、未来に向かって社会の諸問題を科学的に解決するために情報を提示し、多彩な人材を創出する重要な役割を担っている。

21世紀に入って人間社会は、政治・経済・文化などの諸分野における国際的関係のいっそうの緊密化のもとで、資源・人口・環境問題の解決、産業経済構造と社会生活の急速な高度化への対応など、新たな努力を求められる局面を迎えている。

大学は、そうした努力の先頭に立ち、研究面では専門諸科学のいっそうの発展とそれらの協同により、そして教育面では社会のニーズに応える多彩な専門的人材を養成することによって、社会の諸問題を解決しながら、新しい段階の知的文化的発展をリードすることが求められている。

滋賀大学は、21世紀における大学の社会的使命を自覚し、研究と教育を通して広く社会に貢献してゆくことを目指している。

2) 個性ある滋賀大学の発展をめざして - 理念と目標 -

彦根高等商業学校と滋賀師範学校を母体に、新制大学として50年余の歴史を有する滋賀大学は、地域における拠点大学として、この間経済界・教育界をはじめ各界にあまたの優れた人材を輩出してきた。さらに、研究面でも人文・社会・自然系の多分野にわたって国内外で高い評価を受ける業績を生み出してきた。

21世紀を迎えて滋賀大学は、これまでの実績と伝統に安住することなく、新たな改革と発展をめざしている。大学としてのアイデンティティを再確認し、それを生かした大学理念を確立して、発展の方向性を展望することが必要であると考えている。

滋賀大学は、21世紀における大学の社会的役割を念頭に置き、個性ある魅力的な大学をめざしている。教育理念として、「グローバルな視野をもち、人間性ゆたかな教養を備えた専門性の高い職業人の養成」を掲げ、三つのC（「創造」=“Creation”、「協同」=“Cooperation”、「貢献」=“Contribution”）を合言葉に、次のような六つの目標に向かって大学づくりを推進している。

（1）人間性ゆたかな専門人の養成

学究的な雰囲気のもとで、グローバルな視野と専門性及び社会的な価値規範を身につけた多彩な教育人・経済人を養成する。

（2）創造的精神を培う教育システム

全学一体となったネットワークを構築して、学部・大学院での専門教育の充実とともに、創造的精神と幅広い人格形成を目指す教養教育及び学生の多様な選択を可能とする教育システムを推進する。

（3）地域への積極的な貢献

関西圏と中部圏・北陸圏の接点に立地し、琵琶湖の恵まれた自然環境とゆたかな歴史文化をもつ滋賀に立地する大学として、広く地域社会に貢献する大学づくりを行う。

（4）世界への発信と交流

世界、とくにアジア・太平洋地域との学術・教育交流を活発にし、環境や教育・経済などの分野で、国際的な研究貢献をめざす。

（5）特色ある複合大学

県内外の研究機関・教育機関との協力・連携を深めつつ、理工系新学部構想など大学の複合化をさらに進め、地域拠点大学としてより総合的で特色のある発展をめざす。

（6）自律的で活力ある大学運営

広く社会に情報を公開し、外部からの評価、期待に応えつつ、全学的な合意形成にもとづく自律的で活力ある大学運営を行う。

2．大学組織

2 - 1）運営組織図（資料1：14/17ページ）

2 - 2) 教育研究組織図 (資料 2 : 15/17 ページ)

2 - 3) 教員数 (平成 1 8 年 2 月 1 日現在)

教授	121名
助教授	93名
講師	15名
助手	4名
合計	233名

2 - 4) 学生数 (平成 1 8 年 2 月 1 日現在)

学部学生	3,651名	(留学生内数 48名)
修士(博士前期)	243名	(留学生内数 66名)
博士(博士後期)	24名	(留学生内数 14名)
特殊教育特別専攻	6名	(留学生内数 0名)
研究生(学部)	18名	(留学生内数 18名)
科目等履修生(学部)	52名	(留学生内数 1名)
特別聴講学生(学部)	32名	(留学生内数 26名)
研究生(大学院)	15名	(留学生内数 10名)
特別聴講学生(大学院)	1名	(留学生内数 0名)
合計	4,042名	(留学生内数 183名)

3 . 評価の概要

3 - 1) 評価活動の理念・目的

大学全体及び教員の教育研究活動等の状況について自ら評価を行うことにより、教育水準の向上と研究活動の活性化を図るとともに、評価結果に基づく適切な措置を講ずることによって、本学の目的及び社会的使命の達成を積極的に推進することを目的としている。

3 - 2) 評価の沿革

昭和 5 9 年度	将来計画策定・推進委員会(委員長:学長)の設置 毎年 2 回「6ヶ月定期報告会」を開催
平成 3 年度	自己評価等検討委員会(委員長:学長)の設置
平成 4 年度	「滋賀大学の現状と課題」(3年に1回発行。No. 4まで発行)

平成 6 年度	<p>「 6 ヶ月自己点検報告会」に名称変更</p> <p>夏期：本学の将来計画の進捗状況及び教育、研究、運営の現状について実施</p> <p>冬期：その時点で重要な課題を定めて実施</p>
平成 9 年度	<p>報告会の開催時期が 6 ヶ月に 1 回から年 1 回に変更</p> <p>理由：各学部における課題の山積、出席者の固定化、間隔を置いた見直しの必要性のため</p> <p>「自己評価等検討委員会点検・評価報告会」に改める</p>
平成 1 1 年度	<p>「自己評価等検討委員会」を「評価検討委員会」に名称変更</p> <p>「滋賀大学外部評価実施要領」制定</p> <p>第 2 5 回自己点検・評価報告会（滋賀大学評価検討委員会の主催で開催）本学の活動の全般について自己点検し、検討を行った</p>
平成 1 2 年度	<p>評価検討委員会の下に、</p> <p>自己点検・評価専門委員会</p> <p>外部評価専門委員会</p> <p>大学評価事業専門委員会</p> <p>の 3 専門委員会を設置</p> <p>第 2 6 回自己点検・評価報告会</p> <p>重点項目を選んで自己評価し検討を加える</p> <p>学外の意見・評価の改革への反映について</p> <p>最近の国立大学を取り巻く状況及び本学の管理運営組織等の整備について</p> <p>教育サービス面における社会貢献について</p> <p>教養及び基礎教育について</p>
平成 1 3 年度	<p>第 2 7 回点検・評価報告会</p> <p>最近の国立大学を取り巻く状況及び本学の改革</p> <p>学外の意見・評価の改革への反映について</p> <p>研究面における社会との連携</p>
平成 1 4 年度	<p>第 2 8 回点検・評価報告会</p> <p>法人化及び統合再編に向けた取り組み</p> <p>学外の意見の改革への反映について</p> <p>国際的な連携及び交流活動</p>
平成 1 6 年度	<p>「第 1 回国立大学法人滋賀大学中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価報告会」</p> <p>教育研究評議会及び役員会にて「将来、教員の個人評価制度の導入する」ことを決定</p> <p>評価制度設計部会にて、教員及び事務職員の個人評価制度の導入について検</p>

	討を開始
平成17年度	評価制度設計部会にて 前半：評価対象、対象領域における評価項目、評価方法などを精査 後半：教員評価制度の具体的な設計に着手

3 - 3) 評価組織・体制

理事（総務・企画）のもとに

- ・自己点検・評価部会（法人評価、認証評価）
- ・評価制度設計部会（教員個人評価）

を設置。

構成員は、

理事・教育学部教官3名・経済学部教官3名・担当課長の8名

3 - 4) 実施している評価活動

平成16年度より具体的な検討設計に入っており（評価の沿革の通り）、平成18年度は、制度の設計・構築及び試行運転・点検、平成19年度は、評価体制の稼働を目指して取り組んでいるところである。

・教員の個人評価

教員の個人評価については、大学としての教育研究機能の改善、教員一人一人の自己改善、さらには社会に対して説明責任を果たす観点から、平成16年度から検討に入り、教育研究評議会で了承された「滋賀大学における教員の個人評価に関する指針」に基づき、平成17年度において評価の具体的方針及び要項等を検討し、一応の案を策定した。

検討した項目は、以下のものである。今の段階で、あくまでも暫定的なもので、今後、これらについて教授会の合意を得ながら、平成18年度には試行的に導入し、改善を図ることを計画している。

a) 個人評価の目的

教員一人一人が教育・研究等の活動の一層の向上を図り、大学を活性化させ、国立大学法人として社会に開かれた大学としての説明責任を果たすことを目的とする。

自己改善・改革と大学の活性化
評価結果のフィードバックによる教育・研究活動の改善
教員の果たす役割に対する社会的説明責任
大学運営の改善のための資料提供

b) 評価方法

個人評価の対象となる教員は、本学の教授、助教授、専任講師及び助手とする。

個人評価は、滋賀大学の評価基準による。

個人評価は、原則として評価される教員が自ら作成した資料に基づくものとする。

透明性のある開かれた個人評価を目指し、教員の意見の申し立ての機会を設ける。

教員の個人評価は、3年に1回とする。

c) 評価領域（評価軸）

教育活動

研究活動

社会的活動（貢献）

大学運営への貢献

d) 評価基準

学部及び全学センターが定める評価基準に基づき、4領域の活動成果を総合的に評価するものとする。

e) 評価指標

教員は、毎年、定められた時期に、学部においては学部長に、全学センターにおいては評価担当の理事（以下「学部長等」という。）に過年度の活動記録（自己点検報告書）を所定の様式により提出するものとする。

f) 評価の重み付け

学部長等は、教員の自己点検報告書により、領域ごとの段階評価を行うものとし、重み付けについては、教員個人の職務の特殊性及び専門性等を考慮することができる。

g) 評価結果の活用方法

教員一人一人は、評価結果を自らの諸活動の改善、活性化及び高度化に役立てる。

学長及び部局長等は、評価結果を滋賀大学及び部局の教育、研究、社会貢献及び大学運営の改善に役立てる。

h) 評価結果の公表

教員個人に係る評価結果は、個人情報として取り扱い、本人のみに通知するものとし、原則として公表しない。ただし、個人が特定されない形で、教員の所属する学部等の組織の評価の集計・分析等については、公表できるものとする。

i) 評価の実施体制

学部長等は、教員個人評価を適正かつ円滑に行うために、自らが委員長となる教員評価委員会を設置し、教員個人ごとの評価を行い、学長を委員長とし、理事、学部長からなる全学教員評価委員会に報告しなければならない。

全学教員評価委員会は、学部等の評価が適切に行われているかの観点で最終的な評価を行い、本人に通知する。

教員は、評価の結果に対し異議のある場合は、意見を申し出ることができる。

・自己点検・評価

(1) 全学

国立大学法人滋賀大学

中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価報告会

この報告会は、本学の教育研究、運営、将来計画等及び中期目標・中期計画・年度計画の達成状況について公表するとともに、意見交換の場を設け、これらの意見を改革に反映させることを目的として行うものである。

第2回 国立大学法人滋賀大学

中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価報告会の報告事項

(平成17年12月26日実施)

1. 滋賀大学の中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価
 - 1) 大学運営の重点課題と現状について、点検・評価結果及び18年度に向けての課題を報告する。〔報告者：学長〕
 - 2) 各理事の所管業務について中期目標・中期計画、16年度実施結果及び17年度計画の進捗状況をふまえて、点検・評価結果及び18年度に向けての課題を報告する。〔報告者：各理事〕

総務・企画部門

学術研究・教学部門

財務・施設部門

経営企画部門

2. 学部・附属施設における中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価

各部局における中期目標・中期計画、16年度実施結果及び17年度計画の進捗状況をふまえて、各部局の取組みについて点検・評価結果及び18年度に向けての課題を報告する。〔報告者：各学部長〕

学部（教育学部長、経済学部長）

大学院（教育学研究科、経済学研究科）

学部附属施設（附属教育実践総合センター長、附属史料館長、経済経営研究所長、情報処理教育センター長、リスク研究センター長）

附属学校等

3. 各センター等における中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価

各センター等の事業について、中期目標・中期計画、16年度実施結果及び17年度計画の進捗状況をふまえて、各センター等の取組みについて点検・評価結果及び18年度に向けての課題を報告する。〔報告者：各センター長〕

附属図書館

産業共同研究センター

生涯学習教育研究センター

環境総合研究センター
情報処理センター
留学生センター
地域連携センター
保健管理センター

(2) 経済学部

平成16年度末から17年度にかけての年度評価を中心に記す。なお、外部評価としては、密接な連携・交流・支援の関係にある同窓会とのコミュニケーションを通じて定例的に評価を受けており、また正式な外部評価を、同窓会プラス外部者で、平成18年度に実施する方向で検討中である。

・評価の目的

次の により、自ら改善等を図り、あわせて社会的責任を果たすことを主たる目的として行う。

学部は、組織として、教育・研究などの改善を図る。

教員は、評価結果を踏まえて、自らの教育・研究などの改善・活性化・高度化を図る。

・評価方法

年度評価は、学部執行部を構成する学部長、副学部長・副研究科長(4名)が、所掌の委員会と密接な連携を図り、素案を作成する。

学部執行部会議(学部目標計画策定・評価委員会を兼ねて開催)で原案を作成する。

教授会に諮る。

・評価領域(評価軸)

学部：教育

- 1) カリキュラム改革
- 2) 授業のポテンシャルを最大限に引き出すための政策
- 3) 教育プログラムに対する評価と改善に向けた取組
- 4) 学生生活支援

学部：入試

大学院：教育

- 1) カリキュラム改革
- 2) 教育方法と成績評価
- 3) 学習支援
- 4) 教育プログラムに対する評価と改善に向けた取組
- 5) その他

大学院：入試

博士後期課程に関する課題

研究

外部との関係

- 1) 広報
- 2) 国際交流
- 3) 社会貢献
- 4) 陵水会〔同窓会〕との関係
- 5) 活動状況の把握と評価

組織と財政

- 1) 学部運営と組織
- 2) 学部財政

・評価基準・指標

平成16年度計画の達成度が基準となる。

分類項目・具体的事項(例えば、学部：教育のカリキュラム改革)ごとに達成度がパーセント表示されているが、定性的な評価であり、数値それ自体に特に意味があるわけではない。

併記されている「効果・成果に関する所見」及び「17年度計画の重点課題」にこそ意味がある。

・評価結果の活用方法

組織としての学部の教育・研究等の改善に役立てる。

教員は、教育・研究等の改善・活性化・高度化に役立てる。

計画・評価の一体的な管理の下、次年度の学部計画の策定に役立てる。

全学の年次計画・評価等の効率的な作成に資する。

- ・評価結果の公表

評価結果は公表していない。2学部からなる本学においては、全学の自己点検・評価の結果公表で、学部の評価結果の公表も十分足りることによる。

- ・評価の実施体制

評価組織としては、学部長、副学部長・副研究科長(4名)及び関係委員会責任者(必要時に参加)で構成される学部目標計画策定・評価委員会がある。

平成16年度末から17年度にかけての評価体制は、次のようであった。日常的な評価業務は、学部長及び学部執行部(学部長、副学部長・副研究科長、事務長で構成)が執り行い、年度評価(年度計画策定を含む)は、学部執行部会議で原案を作成し(学部目標計画策定・評価委員会を兼ねて開催)教授会に諮る。

(3) 教育学部

1) 自己点検・評価

本年度の場合、年度当初の教授会(17.4.15)で、学部長が平成17年度主要課題を表明。

12月の自己点検・評価報告会に向けて、評価専門委員会は、中期目標・計画の各項目について実施担当委員会に対して、各項目の計画の進捗状況について報告書の作成を求め、評価委員会及び将来計画・評価委員会において進捗状況の評価を行う。年度末に、評価専門委員会は再度、当該委員会に対して各項目の計画の達成状況について報告書の作成を求め、年度計画の達成状況評価の原案を作成し、将来計画・評価委員会で検討し、評価原案を教授会に提示する。

2) 外部評価

教育学部後援会理事会(年2回)及び教育学部後援会総会において、学部の諸活動について評価を求めている。同窓会総会(年1回)においても同様に評価を求めている。

本学の大学認証評価の前に、学部として、テーマを決めた本格的な外部評価を行うことを計画している。

3 - 5) その他の特徴

学部が地理的に離れていることから、両学部間の評価に関する意識の違いや、各教員の評価の意義が十分に浸透していない等の課題があり、基本方針を徹底しているところ。大学としてのパフォーマンスの向上にもつながるような横断的なプロジェクト制度の導入を積極的に展開するなど、様々な手段を検討している最中である。

4 . 評価活動に関する今後の展望と課題

評価活動の中で、教員評価の目的は、教員個人が毎年の自己点検・評価に基づいて、教育研究活動の向上や活性化を図り、ひいては大学全体の教育研究活動の高度化や進展の重要な駆動力になり、社会的責任や使命の達成を積極的に推進する事にあるという、基本的であるが最も重要な本質を、各教員が正しく理解し、積極的に協力や支援を行うように、効率的で息の長い懸命の尽力が必要である。そのため、種々の問題や課題を克服してゆかねばならないが、先ず評価システムの公平性や普遍性を向上させ、教員からの信用や安心感を得る事が必要不可欠であり、教員からの意見、コメント、不満及び提案を真摯に受け止め、的確に判断し、対応する事が重要である。個人評価の導入による教員の人心の荒廃や誤った競争意識の加熱や蔓延などの負の効果の抑制を図りつつ、プラス効果をより以上出せるように、組織的な取り組みや種々の配慮が必要である。

さらに、いわゆる「評価疲れ」が出ないように、洗練されたデータシステムを導入し、打ち込むデータの重複を無くし、より簡便に効率的なデータベースを構築してゆく事も大変重要である。そのため、組織からの財政上や人事面での援助も必要であろう。

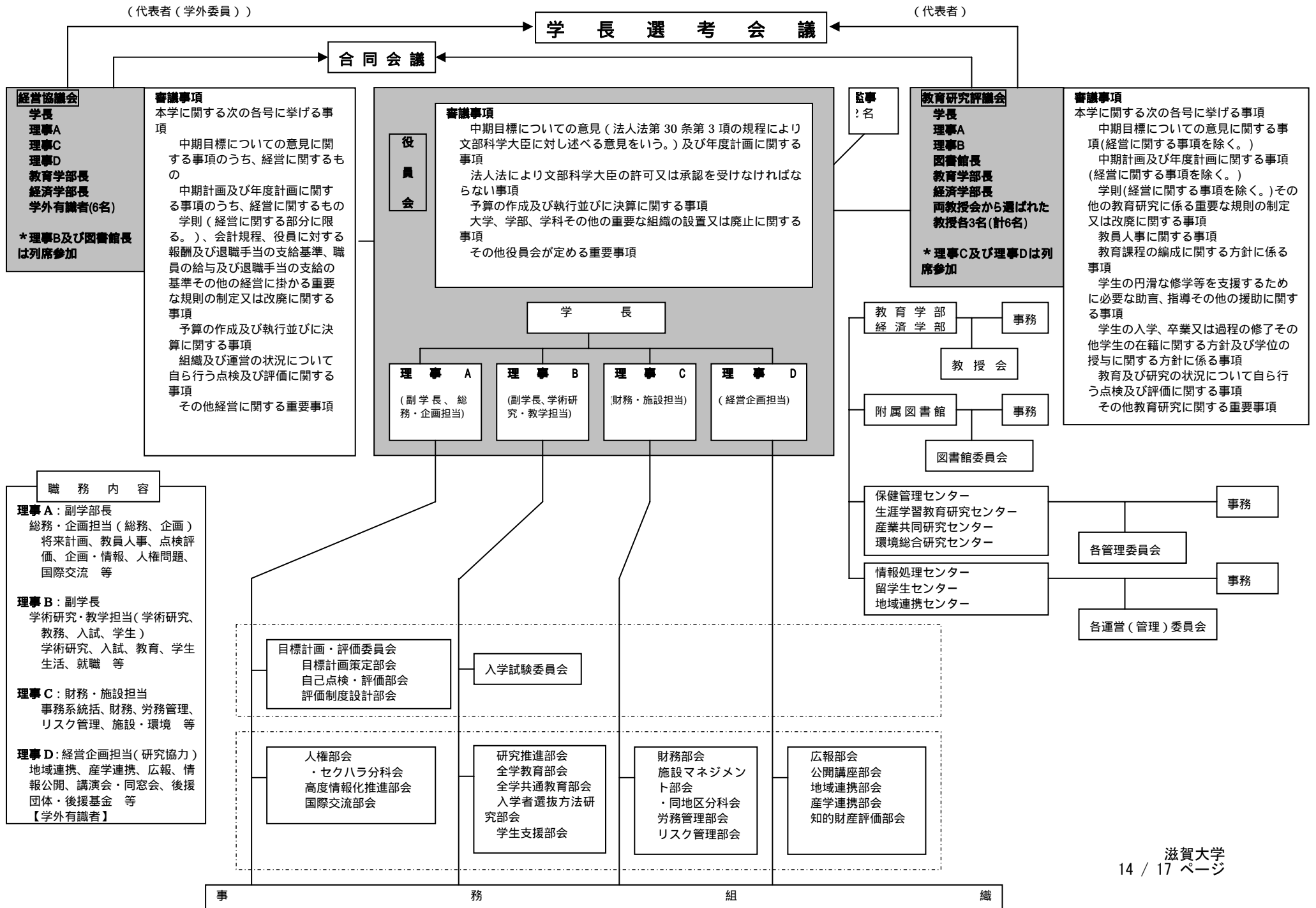
大学評価も、自己点検と自己評価を基本にして、教員の側から見た教育でなく、学生の目線にたった高度で満足感のある教育内容を提供し、21世紀を担う優秀な人材をより多く育成し、社会に送り出す事が重要である。

特に工学系の大学では学生が大学院に進学する割合も毎年増加しているので、画一的な教育研究を乗り越えて、意欲的な企画や個性的な取り組みを積極的に取り上げ、文部科学省を頂点とする組織が物心両面で支援する事が肝要であると思われる。

5 . 参考資料 (資料 3 : 16/17 ページ、資料 4 : 17/17 ページ)

- ・滋賀大学教育学部における評価活動
- ・滋賀大学経済学部における評価

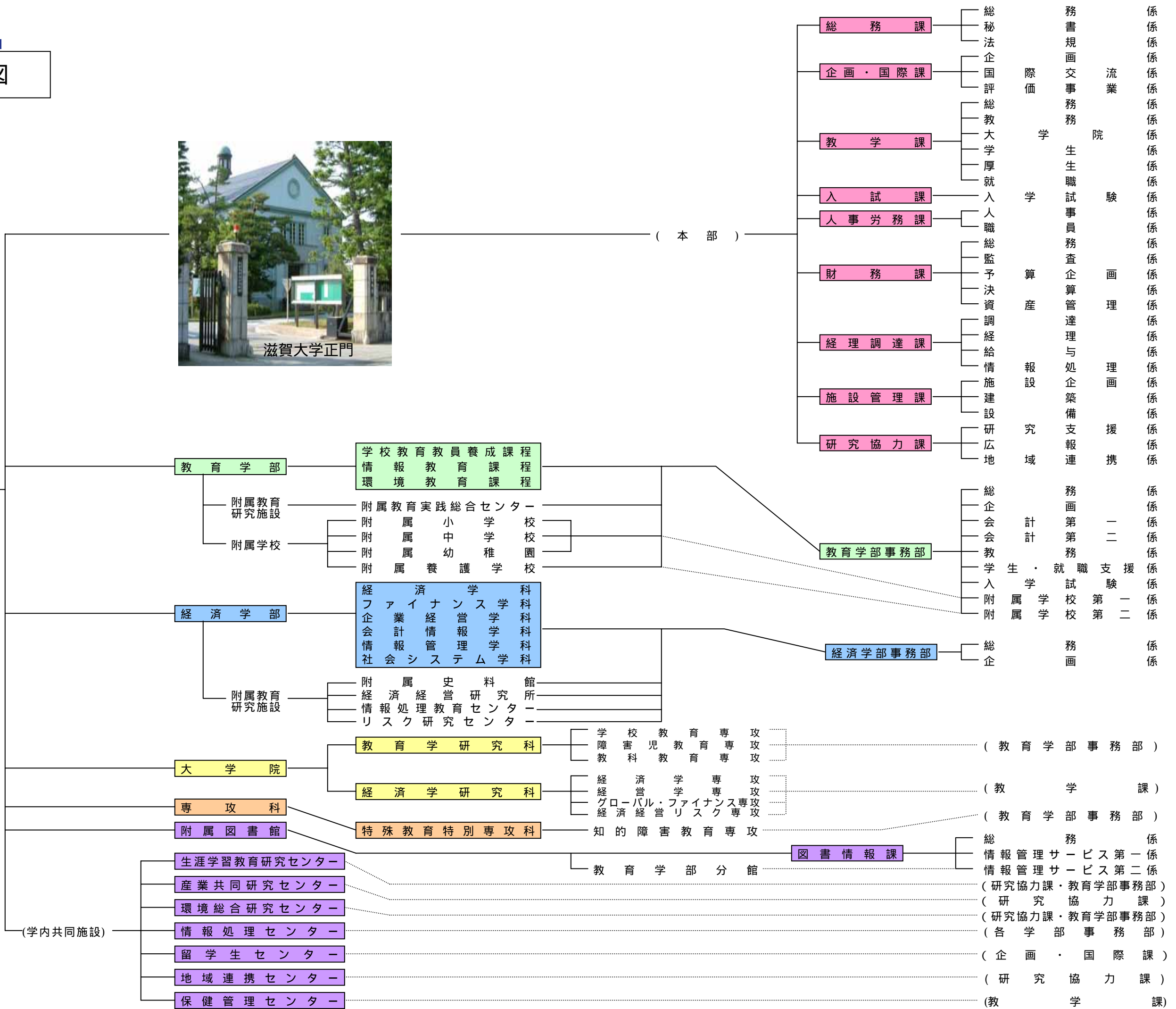
組 織 運 営 体 制



組織図



滋賀大学



資料 3

滋賀大学教育学部における評価活動

2005 年 11 月 17 日

「評価活動に関する意見交換」資料

1. 評価体制（組織）

1) 評価組織 教育学部将来計画・評価委員会（委員長：学部長）

教授会（木曜日）の直前の月曜日に（定例で）委員会を開催 2 つの専門委員会をおく。
本年度初めに学部目標・計画策定委員会を廃して本委員会を立ち上げた。

構成：学部長、副学部長（3 名）、副研究科長、目標計画専門委員長、委員 1 名、自己評価専門委員長、委員 1 名、事務長補佐、計 10 名。

目標計画専門委員会 構成：4 つの選手母体から各 1 名、学部長委嘱若干名。計 6 名。

評価専門委員会 構成：4 つの選出母体から各 1 名、学部長委嘱若干名。計 6 名。

2) 評価体制 学部長、企画幹事会（学部長、副学部長、副研究科長、計 5 名）

評価専門委員会が評価項目それぞれの計画の実行に関わる委員会に対して評価原案作成を指示し、評価専門委員会および企画幹事会で最初に評価原案を検討し、次いで、将来計画・評価委員会および、企画委員会（委員長：学部長）で検討する。

2. 評価活動の現状

1) 自己点検・評価

本年度の場合、年度当初の教授会(2005.4.15)で、学部長が平成 17 年度主要課題を表明。

12 月の自己点検・評価報告会に向けて、評価専門委員会は中期目標・計画の各項目について実施担当委員会に対して、各項目の計画の進捗状況について報告書の作成を求め、評価委員会、および将来計画・評価委員会において進捗状況の評価を行う。年度末に、評価専門委員会は再度当該委員会に対して各項目の計画の達成状況について報告書の作成を求め、年度計画の達成状況評価の原案を作成し、将来計画・評価委員会で検討し、評価原案を教授会に提示する。

2) 外部評価

教育学部後援会理事会（年 2 回）および教育学部後援会総会において、学部の諸活動について評価を求めている。同窓会総会（年 1 回）においても同様に評価を求めている。

本学の大学認証評価の前に、学部として、テーマを決めた本格的な外部評価を行うことを計画している。

3. 懸案事項

1) 評価のための文書作りに追われている

「評価疲労」、評価のフィードバック機能が十分でない

2) 教員の意識改革の必要性

評価に関わる委員と一般教員との落差が大きい

自己点検評価中間報告会への教員参加が僅少である

「平成 16 事業年度にかかる業務の実績に関する報告書」への関心の少なさ

資料 4

滋賀大学経済学部における評価

平成 17 年 11 月 17 日

文科省による「評価活動に関する意見交換」資料

1 評価体制（組織）

評価組織 学部目標計画策定・評価委員会

構成 学部長、副学部長・副研究科長（4）、関係委員会責任者（必要時に参加）

評価体制（平成 16 年度末～17 年度）

日常的な評価業務 学部長、学部執行部（学部長、副学部長・副研究科長（4）、事務長で構成）

年度評価（年度計画策定を含む）など 学部執行部会議で原案作成（学部目標計画策定・評価委員会を兼ねて開催） 教授会

特徴

学部長のイニシアティブが発揮される評価体制

学部目標計画策定・評価委員会 評価が独立した組織となっていない / 平成 17 年度においては単独で開催されていない（平成 16 年度には開催あり）

計画・評価の一体的な管理 年度始めの計画策定 実施 年度末の自己点検・評価 次年度の計画策定（現実には は同時並行あるいは前後）

2 評価活動の現状

自己点検・評価（平成 16 年度末～17 年度）

平成 16 年度実績報告（教授会資料「16 年度実績報告及び 17 年度計画の重点課題」より） 分類項目・具体的事項（例えば学部教育：授業のポテンシャルを最大限に引き出すための政策）ごとに、達成度の％表示、政策的経費、効果・成果に関する所見を記載（17 年度計画の重点課題を記載）

平成 17 年度始めの学部長所信（教授会資料「平成 17 年度学部課題について年度計画実施にあたって 」より） 学部運営の基本姿勢、法人化の特徴と教育・研究上の課題、学部体制及び運営の 3 本柱

平成 17 年度計画（教授会資料「経済学部・大学院経済学研究科 平成 17 年度計画」より） 学部：教育・入試、大学院：教育・入試・博士後期課程に固有の事項、研究（附属施設含む）、外部との関係：広報・国際交流・同窓会との関係、活動状況の把握と評価、組織と財政に関する基本方針、ごとに詳細な計画策定

外部評価

定例的なもの 同窓会とのコミュニケーションを通じて（同窓会とは緊密な連携・交流・支援の関係にある）平成 16 年度成果報告書・平成 17 年度計画の提出、同窓会の理事会・評議員会・総会に先立っての打ち合わせ、懇談会等

特別なもの 同窓会 + 外部者で平成 18 年度に実施する方向で検討中

3 懸案事項

全学の評価活動との調整

二学部（教育・経済）の下での全学評価・学部評価はどうあるべきか 全学評価の位置付け・スタンス・評価事項の整理の仕方が難しい

学部の活動をトータルにみる評価は不可欠 二度手間の評価は避けるべき

外部評価のあり方

本学部の実情に即するとともに、内輪でない実のある評価の模索

教員の意識改革 自覚をもって、策定された計画を実行に移す教員へ

そもそもの活動の停滞 / 評価のフィードバックに支障